

令和元年度事業計画

1 方針

県隊友会は、県民と自衛隊のかけ橋として、県民の防衛に対する一層の理解と認識の向上に努め、防衛及び防災施策、自衛隊諸活動ならびに予備自衛官等の支援を基本とし、慰霊顕彰事業及び地域社会の健全な発展に寄与する事業を積極的に推進し、防衛基盤の構築に貢献する。

このため、公益目的事業の定着充実により会活動の活性化を図るとともに、会勢の維持・拡大、収益事業の強化により会基盤の充実を図り、合わせて会員の福祉と親睦のための事業を継続して会の魅力化に努める。

2. 基本事業・重点事業等の主要着眼事項

(1) 総務・組織

ア 会勢の充実・拡大

(ア) 会員の増勢

駐屯地・基地への「会勢拡大施策」と連携し、即日入会率の向上に努めるとともに、未加入OBの掘り起こしと入会勧誘を継続して会員の増勢を図る。

このため、部隊行事、部隊長等懇談会等参加時に一般隊員への隊友会の広報と理解を促進に努めるとともに、主要対象駐屯地・基地における軽易な場の設定と説明機会の追及を重視する。

(イ) 会員名簿の整理

定期的に即日入会者、新規入会者等情報の入手に努め、会員名簿を最新の状態に維持して継続的に会勢を把握し、本部への名簿報告及び次年度総会議決権行使等の事務に資する。

この際、名簿は出身区分及び予備自衛官等を重視して整備する。

(ウ) 家族会員の増勢

家族会員制度の更なる理解・普及を推進し、家族会員の加入率(正会員比)増加を図る。本年度も引き続き加入率10%以上の目標を継続し家族会員の増勢に努める。

この際、各支部長は半期毎(9月及び年度末)、支部の家族会員加入の現況を県隊友会事務局へ報告するものとし、各支部の加入状況については周知を図り、目標達成の促進に努める。

(エ) 予備自衛官部会・女性部会との連携・支援

予備自衛官部会、女性部会の充実強化を継続するとともに、緊密な連携のもと、その活動を積極的に支援して県隊友会及び支部活動の活性化に繋げる。また、各部会員には隊友会未加入の予備自衛官及び女性を隊友会へ勧誘する有力なリクレーターとして会員増勢に寄与させる。

(オ) 特別会員の増勢

地域社会の隊友会に対する一層の理解と協力を促すため、個人及び法人等を対象とする特別会員の増勢を図る。

(カ) 会員の定着率向上

新入会員の安心・不安解消のため、各支部の特性に応じて創意を尽くした活動をきめ細かく実施すれば必ず成果があることを周知し、会員の仲間意識と会活動への参画意識の増進による退会者の抑制を図るため、引き続き地道な活動に努める。

イ 組織の改編・強化

(ア) 新支部等の結成促進

横川支部にひき続く支部未結成地区会員の新支部の結成及び近隣既存支部への加入を追求する。この際、特に奄美地区新設部隊を見据えた奄美地区の活性化及び結成気運のうかがわれる阿久根・湧水地区との継続的な連携に努め、支部結成の助長を図る。

(イ) 役員後継者の育成・登用

支部活動のマンネリ化及び活性化を図るため、現職時代の階級意識の払拭を図るとともに、真に熱意と実行力のある曹友会長・先任上級曹長(伍長)等新進気鋭の人材の発掘と登用を図る。

ウ 会務運営の効率化

(ア) 定期総会

定期総会は防衛講演会及び懇親会を併せ実施し、必要な議事を執り行うとともに、会員の啓発・懇親の機会とする。

a 日時：令和元年年5月26日(日)1300～1800

b 場所：鹿児島市内(ジェイドガーデンパレス)

c 内容：総会、防衛講話(講師:第12普通科連隊長兼国分駐屯地司令、懇親会)

(イ) 議決権の行使

本部総会及び県総会の不参加者の議決権行使は手続に基づき済三々で行う。

(ウ) IT機器の効果的運用の推進

会員相互のアクセスを拡大し、更なる会員相互の情報連携の推進に努めるとともに、県隊友会事務局との連携によりホームページの最新状況の更新を図り、「御知らせ、各支部だより、会員からの要望・情報等」の機微な発信に努め、会員相互の情報共有の有効な手段として活用できるよう継続的に充実・更新を図る。

(エ) 規則類の見直し

引き続き本部の定款・規則類の見直し及び会員の改正意見等に基づく県隊友会規則の改正・見直し等を適宜行う。

(2) 市民・防衛・広報

ア 防衛意識の高揚

我が国の安全保障・防衛体制及び自衛隊の国内外行動について会員及び一般市民の認識の向上を図る。

(ア) 関係自衛隊・防衛協力諸団体と連携し、会員及び一般市民を対象とした安全保障フォーラムを開催(10月14日(月):勤労者交流センター)するとともに支部長会議・支部総会等あらゆる機会を活用し、軽易な防衛講和・セミナーを計画・実施して、防衛等諸問題の研修・研鑽によりその趣旨達成を図る。

(イ) 九州・沖縄ブロック研修会の参加

熊本県隊友会が担任し開催する九州・沖縄ブロック研修会(11月9日(土)・10日(日))に参加して、防衛及び防衛関施に対する各県の取り組みについて意見交換するとともに各県隊友会との相互交流を図る。

別紙第1 令和元年度隊友会九州・沖縄ブロック研修会熊本大会参加計画

(ウ) 体制変換に伴う方面隊等演習・防災・現地研修等に参加し、自衛隊に対する支援・協同要領につ

いて研修する。

イ 自衛隊及び地方公共団体の防災・国民保護施策等に対する協力

(ア) 隊友会自衛情報ネットワークの維持・拡充

隊友会自衛情報ネットワーク協力者との連携を密にし、第12普通科連隊との合意書に基づき大災害発生時の迅速・確実な災害情報の提供に努める。このため、隊友会独自で情報伝達訓練を実施する。令和元年度以降の中期計画は別紙第1のとおり。

また、隊友会自衛情報ネットワーク未加入の支部からの協力者を募り、全県下の情報収集組織の拡充を図るとともに協力者名簿の最新整理に努めるとともに、第8師団情報ネットワークには、現在一部の会員が登録されているのみであることから、拡充するため、各支部長他約4,50名追加登録を依頼する予定。

また、同協力者は、隊友会本部と連携しボランティア活動保険に加入するものとする。

(イ) 国民保護法事態及び大規模災害発生時における自治体との協力協定

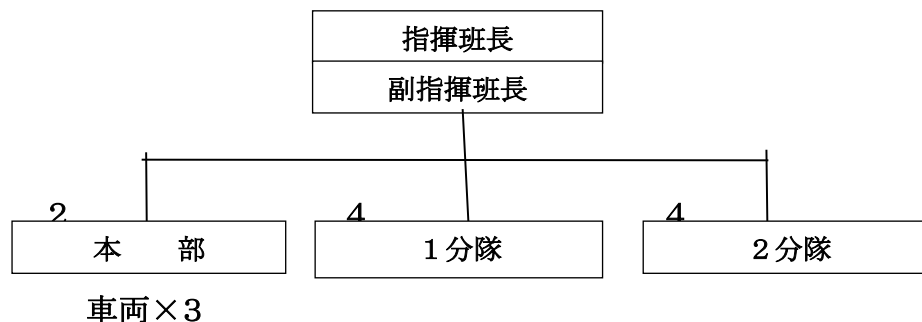
未締結自治体と各支部等との協力体制を推進する。自治体と合意した場合は、隊友会本部に承認申請して協力協定を締結する。

(ウ) 大規模災害発生時の協力

県外及び県内での大規模災害発生に協力する会員との連携を密にし、大規模災害発生等非常時の連絡体制及び協力支援要領を整備して、要請に応ずる即応体制を整える。このため、次の防災ボランティアチームを鹿児島地区協議会及び国分支部に組織し、要請に伴い第一陣を速やかに派遣できるよう準備する。実際に活動した場合、旅費、業務に必要な消耗品等は、事後に県から本部に申請することにより支弁される。(全額ではなく全日当1,000円又は半日当500円及びガソリン代)また、

活動に伴う傷害等が発生した場合は、県からの請求により、本部が契約保険会社と調整し給付手続きを行うこととされている。

なお、防災ボランティア活動の基本的な考え方、活動内容、本部と県の役割等については、平成23年に定められた「防災ボランティア活動実施規定」によるものとし、県隊友会としては、平成27年に定めた「防災ボランティア活動マニュアル」に実施の細部を示している。30年度から本部で、これら規定の見直しが行なわれており、県としてもこれに合わせて見直しを行う。



(エ) 自治体等の行う総合防災訓練等への参加

県及び市町村が実施する総合防災訓練等に積極的に参加してノウハウを蓄積し、大規模災害発生時の円滑な協力を資する。なお、同訓練等に参加する地区協議会(支部)は、「例規第4号定期及び随時報告について」に基づき参加の概要及び成果を報告するものとする。県はこれに基づき隊友会本部事務局に対し必要経費を申請する。

a 鹿児島県総合防災訓練

担当:鹿児島県、期日:令和元年5月19日(日)

場所: 始良市

参加者: 始良、加治木支部会員他

b 桜島火山爆発総合防災訓練(図上)

担当: 鹿児島県、期日: 令和元年 11月、

場所: 県庁、鹿児島市役所

参加者: 各グループ、鹿児島地区協議会

c 鹿児島県国民保護訓練(図上)

担当: 国及び鹿児島県、期日: 令和2年2月、

場所: 県庁、鹿児島市役所

参加者: 各グループ、鹿児島地区協議会

(オ) ボランティア人材バンク組織の維持・拡充

ボランティア人材バンク登録者名簿を整備するとともに新規入会員の調査を実施して同組織の維持拡充を図る。

また、専門的知識・技能を必要とするボランティア事業に参加を希望する会員の資格取得のための支援を行う。登録様式は例規第4号別紙第6による。

(カ) 鹿児島県防災士会との連携を図り、防災士会の実施する行事に積極的に協力・参加し、防災知識・能力の向上に努める。

(キ) 平成 27 年度に制度化された「地域防災マネージャー制度」を活用し、地本・部隊・各支部との共同連携のもと、各市町村自治体の「防災監等」部署への適任退職自衛官の雇用について積極的に働きかける。

令和元年度配置予定市町村: 十島村(8月頃)を予定

ウ 地域社会の健全な発展に寄与する各種協力

会員の居住地域社会が要望する各種事業及び東日本大震災復興お助け隊に対し、自衛隊で培った能力・経験及び隊友会という組織力を活かして協力・支援し地域社会の健全な発展に寄与する。

・県内公益目的事業の推進

青少年の健全育成、公園・慰霊碑・戦没者墓地等の清掃、各種慰霊祭への参加及び各地域の行う行事等の社会活動に参加して、会活動の活性化を図る。

この際、ボランティア活動実費支弁申請書及び活動参加者名簿を隊友会本部へ提出し、公益事業実施間の不測事態に備える。

エ 広報活動

(ア) 広報紙「隊友さつま」の発刊

「会員の情報共有」と「県と支部間の意思の疎通」を狙いとして更なる内容の充実を図る。

30年度までは、年4回発刊していたが、経費並びに負担軽減のため31年度以降年2回とする。

「隊友さつま」の発刊減に伴い、ホームページの記事の一部をコピーし適時に各支部へ配布する。

別紙第3 令和元年度 広報誌「隊友さつま」発刊計画(案)

(イ) 隊友会月刊紙「隊友」への積極的記事投稿

オ 憲法改正運動

美しい日本の憲法をつくる鹿児島県民の会と連携協力し、憲法(9条)改正に向けての県民意識の高揚を図る。

令和元年5月26日

令和元年度隊友会九州・沖縄ブロック研修会熊本大会参加計画

1 目的

熊本県隊友会が担任・実施する九州・沖縄ブロック研修会に参加し、本部から示される命題の研修を行うと共に隊友会九州・沖縄ブロックの団結強化を図る。

2 期日

令和元年11月9日（土）及び10日（日）

3 場所

（1）受付、開会行事、研修会、防衛講話、引き継ぎ行事、意見交換会

ホテルメルパルク熊本 住所 〒860-0844 熊本市中央区水道町14-1

電話 096-355-6311

（2）宿泊

ホテル東横イン熊本城通町筋(Tel 096-325-1043) 30名

ホテルウィングインターナショナル熊本 40名

4 実施事項

（1）開会行事

（2）研修会 : 課題 未定

（3）防衛講話 : 講師 西部方面總監

演題 「 」

（4）引き継ぎ行事

（5）意見交換会

（6）現地研修

日時 : 11月10日（日）0900~1200

場所 : 熊本城、益城熊本地震跡

5 管理事項

（1）県予算70,000円は、県分担金（3万円）・交通費及び通信連絡費等に運用

（2）参加者負担等費

区分	金額 (円)	備考
意見交換会参加費	男性:6,500、女性:5,000	
宿泊費	9,000円	朝食付き
	(キャンセル等)	
	7日前まで 無料	
	2日前 30%	
	前日 50%	
当日 100%		
合計	6,500(5,000) + 宿泊費	

（3）移動：鹿児島地方協力本部に支援依頼（マイクロバス・ハイエース）実施

ア 支援者等の経費は、隊友会の負担とする。

イ 移動計画（集合時間・場所等）は、参加者確定後調整・作成し、参加者に連絡する。

（4）参加者名簿の提出

ア 各支部は、参加者名簿を8月15日までに県本部事務局に送付されたい。

別紙 参加者名簿

イ 提出先 : 県事務所(フアックス、Eメール、郵送)



公益社団法人隊友会
鹿児島県隊友会事務局

〒892-0815

鹿児島市易居町10-12 村田ビル1階

TEL : 099-295-6724 FAX : 099-295-6723

メール : kagotaiyu2014@kagoshimaken-taiyu.jp



九州・沖縄ブロック研修会熊本大会参加申込み者名簿

番号	役職	氏名	生年月日	住所	電話番号 (携帯番号)	研修	講演	意見交換会	宿泊			現地研修	集合(兼車)場所		備考	
									S	T	3人以上		喫	鹿児島中央駅西口		鹿児島空港南高速バス停
	記入例 〇〇支部長	〇〇〇〇	S27.11.28	鹿児島市〇〇町〇〇〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
計																

情報ネットワーク自主訓練の中期計画

年 度	時期	支 部	人数	支 部	人数	支 部	人数
2019	前期	鹿児島	122				
	後期	始良	37	加治木	16		
2020	前期	薩摩川内	41	樋脇	10	入来	1
	後期	志布志	13	錦江	7	大崎	1
		鹿屋陸空	6	垂水	1		
2021	前期	いちき串木野	34	伊集院	14	日吉	3
		枕崎	1	知覧	8	南さつま	2
		金峰	1	指宿	1		
	後期	大口伊佐	32	さつま	18	出水	19
		長島	1				
2022	前期	西之表	2	中種子	1	南種子	1
	後期	名瀬	8	大和村	1	瀬戸内	6
2023	前期	徳之島	1	知名	21	与論	1
	後期	国分・福山	238	隼人	86	横川	7

実施計画については、県本部が各支部との調整の上立案する。細部については、各支部が計画することとするが、人数の少ない支部については、同期に実施する支部と合同で行うものとする。

令和元年度 広報誌 「隊友さつま」 発刊計画														
目的		・ 隊友会宿務の同報(詳細あり) ・ 8 隊隊友の同報					時期	半2回(20頁4ページ)発行(7月,1月)						
部数		2500部					経費	会費&協賛費から充当27000円/1回						
挿 入 計 画														
発刊時期		上半期 7/15						下半期 1/15						
発刊 発送 予定	時期	5/下	4/上	6/上	6/下	6/末	7/中	9/下	10/上	12/上	12/下	12/末	1/中	
	内容	4月前	5月前	6月前	5月前	25前	当8	4月前	5月前	6月前	5月前	25前	当8	
		編集計 画	原稿 依頼	最終 校閲	校正	印刷 発注	完成	編集計 画	原稿 依頼	最終 校閲	校正	印刷 発注	完成	
主 要 行 事 文 部	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	日													
面		主掲載内容	記事項目					記事担当(著)文部		記事項目		記事担当(著)文部		
1 面	・ 主行事	・ 新年度宿務方針等 ・ 会費金庫行李等	新会景掲載					・ 年頭の辞		景会景				
	・ 特別寄稿等	・ 役員交代紹介 ・ 特別寄稿	西田鹿見島市防災監					・ 年頭の辞		景知事				
	・ 宿務時記事	・ 12～5月の行事等	南上女性副部長		・ 年頭の辞			半部部長						
	・ コラム	・ 理事&文部景等	景防災訓練(鹿見島)		・ 年頭の辞			8 歳大隊長						
2 面	・ 個人投稿記事	10%副会景掲載					・ 個人投稿記事		10%前副会景所診					
		20%副会景掲載							20%前副会景所診					
		30%副会景掲載							30%前副会景所診					
		・ 景の行事又は 身近な話題も可	望園裕木(個人)		・ 景の行事又は 身近な話題も可			南さつま(高木氏)						
・ 家庭関係作文等	南さつま(高木氏)		・ 家庭関係作文等			景66大会()								
・ 家庭関係作文等	指宿文部					・ 家庭関係作文等		いちき準木野文部						
3 面	文部活動 状況 [担当]	・ 文部紹介等 ・ 意見・提言等	赤吉野堂奈(鹿見島)		・ 文部紹介等 ・ 意見・提言等			指宿大会(鹿見島)						
		・ 身近な話題 (宿務等,07/27/7等)	南さつま(駒島氏)		・ 身近な話題 (宿務等,07/27/7等)			南さつま(駒島氏)						
		・ 会員紹介	出水文部		・ 会員紹介			伊佐文部						
		・ 美容(夜勤, 隊友会等)	始良文部		・ 美容(夜勤, 隊友会等)			さつま文部						
			薩摩川内文部					志布志文部						
4 面	自衛隊 情報 隊内基地 等に依頼	・ 身近な話題 (部隊行事等)	西之美文部		・ 身近な話題 (部隊行事等)			横川文部						
		・ FED,訓練紹介 ・ 予備自衛隊	西之美文部		・ FED,訓練紹介 ・ 予備自衛隊			国分駐屯地						
		・ 定年退職前隊員の声	西之美文部		・ 定年退職前隊員の声			奄美駐屯地						
		・ 隊員紹介等	西之美文部		・ 隊員紹介等			鹿屋基地						
			西之美文部					奄美分遣隊						
広告	担当	6社(鹿見島4,国分,川内)						6社(鹿見島4,国分,鹿屋)						
	企業景													

(3) 部隊等支援・協力諸団体・親睦

ア 部隊等支援

部隊等諸活動の支援は、会活動の重要な柱であるという認識の下、県・支部等が相互に調整・連携を取りつつ、共同して積極的に支援する。

(ア) 演習・訓練・災害派遣等の協力支援

部隊等が実施する主要訓練・演習、駐屯地行事、状況により出動する災害派遣、国際支援活動を重視して支援する。

(イ) 部隊等との交流

各部隊指揮官・幕僚との間において、定期的な意見交換の機会を設定し、会活動の広報及び部隊側の意見聴取を行う。また、部隊訓練の見学及び警備隊区・離島での訓練の場等を活用して隊員と支部会員との直接的交流の場を積極的に設定する。

また、賛助会員に対し、会活動の現況を広報・PRするため、各駐屯地・基地に設置している「隊友会 PR コーナー」の活用・充実を図る。

(ウ) 募集・援護等の支援

募集・援護について、地方協力本部及び地域事務所との連絡・調整関係を保持し、情報の収集・提供を主体として協力する。このため、各支部は地域事務所の開催する募集連絡会同等への参加、支部総会での説明会、入隊激励会・広報官激励等を実施する。

a 募集環境の厳しさを会員も共有し、縁故募集等に協力する。功績のあった会員を表彰する。

b 地域の企業に就職している会員からの援護情報を提供するとともに隊友会への加入を促進する。

(エ) 自衛隊業務に対する協力・支援事業(自衛隊員家族相談窓口支援・託児支援施策協力・家族支援施策協力・隊員に対するカウンセリング実施支援等)について、部隊側の要望に応じ積極的に対応する。家族支援協力は制度の普及及び協力会員名簿の更新整備を継続するとともに自衛隊側の行う検証訓練に参加する。

別紙第1 家族支援協力にあたっての基本的考え方

別紙第2 大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定

イ 予備自衛官等の支援

予備自衛官及び即応予備自衛官は、隊友会の中核的存在であるという認識の下、招集訓練の激励支援を計画的に実施する。この際、隊友会への加入促進及び予備自衛官部会発足に伴う会活動を積極的に支援する。また、予備自衛官福祉支援制度について普及する。

(ア) 招集訓練参加記念品の全員配布(海上自衛官含む。)

(イ) 招集訓練射撃優秀者隊員の顕彰

(ウ) 招集訓練時、地本の協力を得て意見交換会(昼間・夜間)の実施

(エ) 即応予備自衛官激励・訓練見学・担当部隊との懇談

ウ 殉職者自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰・援助

(ア) 殉職者慰霊については、各駐屯地・基地で行われる追悼式に参加し、弔意を表するとともに、地方協力本部の協力を得て、護国神社における殉職者慰霊祭を主催する。

(イ) 戦没者慰霊については、県として護国神社春季大祭・鹿児島県沖繩戦没者慰霊祭・大東亜戦争戦没者慰霊祭・鹿児島戦没者墓地慰霊祭に参加・協力する。また、主要な地域の慰霊祭には会長が参列するとともに、各支部単位で墓地の清掃活動の実施及び慰霊祭等に積極的に参加する。

別紙第3 平成31年度県隊友会長が参加予定の慰霊祭・追悼式等

エ 防衛協力諸団体等との連携

共に自衛隊と市民との架け橋を志す防衛協力諸団体及び各駐屯地・基地の部隊 OB 会等と常日頃から連携を保持しつつ、協同した活動の可能性を模索する。また、各支部は、自衛隊家族会と連携(共同事業の実施等)し、現役隊員の退職後の将来像でもある隊友会会員の現役時の勤務、退職後の就職・隊友会活動状況等を自衛隊家族会に紹介説明し、相談受け等により安心感の付与、離職防止、隊友会との早期からの関係構築による加入促進に資する。

- (ア) 防衛協力諸団体等の事業への参加
- (イ) 防衛協力諸団体等との調整会同の開催
- (ウ) 防衛協力諸団体が実施する慰霊祭等、各種事業への協力
- (エ) 自衛隊・協力諸団体・各部隊 OB 会及び一般市民との連携事業の開拓
- (オ) 地域社会における各種協力

オ 親睦・福祉厚生

会員の親睦・福祉厚生は、会員の心を癒し、会基盤の維持・拡充を図るため、必須の要素であり、県・支部の連携と創意を凝らし、充実を図る。各親睦事業の実施に当たっては、駐屯地曹友会等に積極的に参加を案内する。

- (ア) 主要な親睦事業
 - a 総会時の懇親会
 - b グラウンドゴルフ大会 :令和元年 11月25日 薩摩川内支部担当
樋脇支部協力
 - c 囲碁(将棋)大会 :令和2年 2月9日 隼人支部担当
 - d ディフェンスさつま親睦ゴルフ大会支援
:令和元年10月予定 国分支部担当
- (イ) 会員の叙勲・功績に敬意を表するとともに、不慮の事故等にあつては、心あるお見舞等を行う。
この際、連絡体制を適切にして時宜を失さないようにする。
- (ウ) 隊友会幟の作成・配布
各支部の団結と士気高揚及び隊友会活動の PR 効果を図るため、引き続き未配布支部の隊友会幟を作成し配布する。
- (エ) 隊友会会員の再就職希望者に対して再就職を支援し、会員の福利厚生及び会勢拡大に資する。

家族支援協力にあたっての基本的考え方

1 趣旨

平成29年度新規事業の家族支援協力について、公益社団法人隊友会(以下「隊友会」という)、陸上自衛隊、公益社団法人自衛隊家族会(以下「家族会」という)の3者間で中央協定が結ばれたので、中央協定及び家族支援協力にあたっての基本的考え方について通知する。

なお、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という)の家族支援に関する通達、通知の発簡が遅れており、通達、通知については発簡され次第連絡する。

2 経緯

H25.7 陸幕の試行達発簡。陸上自衛隊と家族会(旧全国自衛隊父兄会)との間で、試行地域(一部地域)において家族支援協力が開始

H27.9 陸幕から隊友会に対し、平成28年度からの施行(全駐屯地)に合わせて家族支援への協力依頼

その後、施行開始が平成28年度から平成29年度に延期

H28.4 隊友会として平成29年度事業開始に向け準備。本部は朝霞駐屯地で実施された家族支援訓練を研修するとともに、一部の県隊友会は試行地域での家族支援訓練に参加

H29.5 隊友会、陸幕、家族会の3者間で中央協定の締結

3 中央協定の要約

(1)適用対象

ア 適用事態は当面大規模災害等であり、対象事態を拡大する場合は改めて協議する。

イ 適用対象には陸上自衛隊に所属していない隊員家族も含まれる。

(2)家族支援協力の内容

ア 隊員の安否確認

イ 隊員家族の状況に応じ必要と思われる事項(生活支援等)

(3)情報管理

個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理する。

(4)関係の強化

協力を実施するにあたり、陸上自衛隊から可能な範囲で便宜供与を受けることができる。

(5)協力時の安全管理

安全の確保に十分配慮して協力を実施する。

事故等が発生した際には原則として隊友会が対応する。

別添「隊員家族の支援に対する協力に関する協定書」

4 家族支援協力にあたっての基本的考え方

(1) 家族支援の協力は陸上自衛隊と家族会との間で平成25年に開始された事業で

あり、隊友会は、平成27年9月に陸上自衛隊から依頼を受け、平成29年度から事業化し協力を開始した。協力にあたっては家族会と協力して実施する。

- (2) 駐屯地内に協力活動のために必要な部屋の提供を受ける等、部隊側から必要な便宜供与を受け、積極的に協力する。
- (3) 家族支援協力のボランティア活動参加にあたっては、隊友会のボランティア活動保険に必ず加入する。
- (4) 平成30年までは安否確認への協力を優先し、平成30年末までに安否確認の協力体制構築を完了する。
- (5) 家族支援協力の実施にあたっては、既に実施している防災ボランティア活動との両立を迫及する。
なお、本部は、家族支援協力と防災ボランティア活動との関係をどう位置づけるかについて早急に検討する。
- (6) 家族支援協力に参加する会員の隊友会ボランティア保険への加入費用は本部が助成する。
家族支援訓練に参加する会員の交通費等の助成は現時点では行わない。
なお、家族支援訓練に参加する会員の交通費等の助成については、防災ボランティア活動参加者への交通費等の助成要領の見直しを含め早急に検討し、規則化する。
- (7) 中央協定の対象には陸上自衛隊に所属していない隊員家族も含まれるが、海上自衛隊、航空自衛隊とも同様の協定を結ぶべく、本部は海上幕僚監部・航空幕僚監部との調整を開始する。
- (8) その他、家族支援協力において検討する必要がある事象が発生した場合は、検討してその都度通知する。

5 家族支援協力の開始に伴う規則等の改正

- (1) 地方組織規則(規則第4号)の第5条(県隊友会長への委任事項)に、「自衛隊の部隊長との防衛及び防災関連協定の調整、理事長承認後の締結」を追加した。
- (2) 平成29年度本部助成(隊友事第39号 H29.03.06)の別紙第5「ボランティア活動保険の適用について」の助成対象に、「自衛隊が計画する家族支援訓練」を追加した。

大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

公益社団法人鹿児島県自衛隊家族会(以下「甲」という。)及び公益社団法人鹿児島県隊友会(以下「乙」という。)と陸上自衛隊国分駐屯地、陸上自衛隊川内駐屯地及び自衛隊鹿児島地方協力本部(以下「丙」という。)は、大規模災害時等における派遣隊員(以下「派遣隊員」という。)の留守家族支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害等の発生に伴い丙に所属する隊員が派遣された場合、甲又は乙が丙から依頼を受けた派遣隊員の留守家族に対して行う支援について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この協定は、甲又は乙の組織的機能が損なわれていない場合に適用する。

(用語の定義)

第3条 この協定において「留守家族」とは、派遣隊員と生計を同一にする者のほか、生計を異にする者であっても社会通念上家族として認められる親、子、兄弟等を含める。

2 「留守家族支援」とは、留守家族に対し第6条に規定する内容をもって行う支援をいう。

(留守家族支援の対象)

第4条 甲又は乙が行う留守家族支援の対象は、甲又は乙の区域内に居住する丙に所属する派遣隊員の留守家族とする。

2 丙に所属する以外の派遣隊員の留守家族が甲又は乙の区域内に居住する場合についても、甲又は乙の支援の対象とする。

(担任区分)

第5条 甲、乙及び丙の担任区分を次のとおりとする。

(1) 甲の担任

甲は丙の要請を受けて、担当地域ごとに留守家族支援を実施する。

(2) 乙の担任

乙は甲が実施出来ない場合に丙の要請を受けて、担当地域ごとに留守家族支援を実施する。

(3) 丙の担任

ア 留守家族支援は、派遣隊員が所属する部隊等が安否確認を主体とした留守家族支援を行うことを基本とする。その際、部隊等による留守家族支援が困難な場合は丙に所属する業務隊等が支援する。

イ 丙による留守家族支援の担当区割りは、別紙第1のとおりとする。

ウ 丙による留守家族支援が困難な場合に、別紙第1による担任区割りにより丙が甲又は乙に対し支援を要請する。

エ 丙のうち自衛隊鹿児島地方協力本部は、平素から甲及び乙と募集業務等を通じ留守家族支援に係る連絡・調整を実施する。

(留守家族支援の内容)

第6条 甲又は乙が行う留守家族支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 留守家族の安否確認(無事か否かの確認)
 - (2) 留守家族の生活支援(子供の面倒見、介護、買い出し)
 - (3) 留守家族の激励・相談及び派遣隊員に関する情報提供
- 2 甲及び乙は平素から留守家族と顔合わせ等を実施し、支援可能事項の把握及び通知に努めるものとする。また、家族支援に実施においては、当時の状況により可能な支援を実施するとともに、丙の実施に必要な訓練等に参加する。
- 3 丙は、甲又は乙が留守家族支援を実施するにあたり、可能な範囲で便宜を図るものとする。

(調整窓口の指定)

第7条 留守家族支援に係る甲、乙及び丙の調整窓口は次のとおりとする。

- (1) 甲の調整窓口は、鹿児島県自衛隊家族会事務局及び各地区家族会会長とする。
- (2) 乙の調整窓口は、鹿児島県隊友会事務局及び各支部長とする。
- (3) 丙の調整窓口は、別紙第1に基づき国分駐屯地業務隊厚生科、川内駐屯地業務隊厚生科及び鹿児島地方協力本部総務課とする。

(隊員及び留守家族への周知)

第8条 甲、乙及び丙は、留守家族支援事項の具体的内容を調整し、丙はその結果を隊員及び留守家族に対して周知する。また、丙は隊員及び留守家族に対して、本協定内容を周知するものとする。

(情報提供)

第9条 甲、乙及び丙は、留守家族支援に必要な個人情報を含む情報を提供することができる。

(個人情報の保護に関する事項)

第10条 甲、乙及び丙が保有する個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日号外法律第五十八号)」等関係法令に基づき適切に管理するとともに、甲、乙及び丙から提供された個人情報について、別紙第2「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項を遵守する。

(留守家族支援時の事故等)

第11条 留守家族支援中の事故等は、当事者の自己責任とすることを原則とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成30年8月8日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙いずれかから申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(補 足)

第13条 この協定は、必要に応じ甲、乙及び丙の同意のもと見直すことができる。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月8日

甲 公益社団法人自衛隊家族会 鹿児島県自衛隊家族会

会 長

_____ ㊟

乙 公益社団法人隊友会 鹿児島県隊友会

会 長

_____ ㊟

丙 陸上自衛隊国分駐屯地

駐屯地司令

_____ ㊟

丙 陸上自衛隊川内駐屯地

駐屯地司令

_____ ㊟

丙 自衛隊鹿児島地方協力本部

本 部 長

_____ ㊟

個人情報保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

甲、乙及び丙は、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に扱わなければならない。

2 秘密の保持

甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 使用者への周知

甲、乙及び丙は、その使用する者に対し、在会中及び退会后においても、この協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は協定の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。

4 適正な管理

甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務に係る個人情報を当該業務の目的以外のために利用し、又は提供してはならない。

7 複写、複製の禁止

甲、乙及び丙は、お互いの承諾があるときを除き、この協定に基づく業務を実施するに当たって、甲、乙及び丙から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務を実施するために甲、乙及び丙から提供され、又は甲、乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲、乙及び丙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲、乙及び丙が別に指示したときは、それぞれの指示に従うものとする。

9 事故発生時における報告

甲、乙及び丙は、この個人情報の保護に関する取扱仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲、乙及び丙に通報し、その指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

令和元年度県隊友会長が参加予定の慰霊祭・追悼式等

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 殉職自衛隊員慰霊祭 | 主催事業 県護国神社(9月7日) |
| 2 殉職自衛隊員追悼式・慰霊祭 | |
| (1) 陸自部隊 | |
| ア 西部方面隊殉職隊員追悼式 | 健軍駐屯地 (9月28) |
| イ 国分駐屯地慰霊祭 | 国分駐屯地 (11月23日) |
| (2) 海自部隊 | |
| 鹿屋航空基地殉職隊員追悼式 | 鹿屋航空基地 (11月) |
| 3 戦没者慰霊祭 | |
| (1) 県護国神社春季大祭 | 県護国神社 (4月13日) |
| (2) 万世特攻慰霊碑慰霊祭 | 万世特攻慰霊碑「よろずに」の前(4月14日) |
| (3) 国分・溝辺基地特攻隊員戦没者慰霊祭 | 国分駐屯地前・上床公園(4月21日) |
| (4) 出水特攻慰霊祭 | 出水特攻撃慰霊碑前(4月15日) |
| (5) 知覧特攻基地戦没者慰霊祭 | 知覧特攻平和観音堂前(5月3日) |
| (6) 鹿児島県沖縄戦没者慰霊祭 | 県護国神社 (6月23日) |
| (7) 大東亜戦争戦没者慰霊祭 | 県護国神社 (8月15日) |
| (8) 県護国神社秋季大祭 | 県護国神社 (10月) |
| (9) 県主催鹿児島県戦没者追悼式 | 県総合体育館(10月) |
| (10) 比島戦没者慰霊祭 | 指宿市花瀬望比公園(3月) |
| (11) 鹿児島戦没者墓地慰霊祭 | 後援事業 戦没者墓地(鹿児島市・3月29日) |

(4)財務・事務局・監事

ア 財務強化の会費徴収厳正化

会費・予算については、貴重な会員財源であることを再認識の上、即日入会率向上施作の推進、年会費2年連続未納者に対する会員継続依頼による会費納入者の増加及び特別会員の増加を図り、年会費の増収に努める。

イ 年度事業・予算計画に基づく適正な予算の執行

予算の執行にあたっては、年度事業・予算計画に基づき、適正・効率的に運用するとともに、会計事務についても隊友会会計処理規定に基づき適正に実施する。

別紙第1 令和元年度予算報告書(案)

別紙第2 令和元年度事業(予算収入・支出)計画(案)

ウ 収益事業等

引き続き、各販売事業及び広告収益事業を次のとおり積極的に行う。

(ア)天の輝き「隊友」は、九州各県隊友会への販売の拡大及び県内会員への販売拡大を図る。

(イ) 隊友会員の健康維持増進食品として「鯉一番せんじ」の販売を促進する。

(ウ)各支部の活動資金づくりに「島原手延べソウメン・うどん」の販売を推進する。

(エ)自販機設置場所情報提供収益事業、公園施設管理・ハンター事業等公益事業及び相互扶助事業は会員及び関係者へ主旨を説明し、情報の獲得に努める。

(オ) 広告紙頒布依頼企業を開拓し収益の増大に努める。

(カ)「隊友さつま」への広告協賛企業を各支部等に募る。

エ 県事務所の運営

事務所運営に、鹿児島地区協議会からのボランティア協力を得て、事務所勤務を拡充し本部及び各支部等との連絡体制を保持する。

3 その他

(1)主要な行事予定について

別紙第1 令和元年度主要行事予定表(案)

(2)鹿児島県隊友会会員の令和元年度春の叙勲等受賞者について

別紙第2 令和元年度春の叙勲等受賞者名簿

		令和元年度主要					
		1-期			2-期		
期		4月	5月	6月	7月	8月	9月
計 単 位	20 平成元年度総括 14 九州・沖縄建設協 議会(福岡)	4/27-5 CW 1 新元総括 26 県定期総会 19 県総合防災訓練 (奈良市)		25 本県走持総会 県隊友会長等会 26 奈良協力者会	20-21 白鶴祭みごと祭り (雄本)	13-15 本誌 ○富士総合火力展(茨城)	7 県和歌隊員総三祭
	会誌		26 県総会		6 同会長等会誌		8 #1理事長等会誌 22 #1支隊長等会誌
本 年 上 半	15 年度半報告 県会上申	31 会員名簿報告	30 県役員名簿報告				
専 業 者 会 社	上 部 専 業 者	20 BD創立記念行事 (全県本)					28 四方通線式 229 四方創立記念行事
	田 分	6 新隊員入隊式 20 BD創立記念行事	29-31 新隊員26k行 進	5-7 新隊員26k行進 29 新隊員総T式	12-16 #1千鶴白旗演 習 13-14 県隊田分総祭	9 駅車通線祭り 25 日田市防災訓練 30 鳥インフル防災訓練	20-24 #2千鶴白旗演 習 1 南さつま市・南九州市 防災訓練 ○ 県隊田分総祭大会
	川 内	7 駅車通線創立記念行 事 20 BD 創立記念行事		○ 下瀬川分車通線57 周年開隊記念行事	上旬 後期新隊員入隊式 13-22 #1千鶴白旗演 習 ○ 学童野球、少年少女 バレー大会 ○ 夏祭みちびつち大会	○ 川内川花火大会支援	○ 川内大綱引き支援 ○ 大塚和琴協賛会 下旬 後期新隊員総T式
	流 島	27-28 エア-メモリア ルがのや			上旬 球技大会 中旬 防大生航空隊 典習	○ がのや祭り	○ 千鶴白旗演 習 ○ 水泳大会
	下 瀬			○ 基地開隊記念行事			
	地 本	21 千鶴白1日演習 ○ 祭集・焼酎出陣式 16 家庭交流会				23 千鶴白1日演習 12-16 #1千鶴白旗演 習(田分) 18 -22 #1千鶴白旗演習(川内) 20-21 白鶴祭みごと祭り	20-24 #2千鶴白旗演 習(田分) 千鶴白旗演習(流島)
協 会 会 社	教 会	○ 県防協協会	○ 県隊協会 ○ 鹿児島市防協協会 ○ 水交会	○ 雄本協賛会		25 鹿児島協賛行会 ○ 県隊友会	
	防 災 協 会	○ 鹿児島防協三祭 ○ 海上特攻(鶴岡大 和) 14 石田防協三祭 13 栲田神社防協三祭 13 出水防協三祭 21 田分防協三祭	8 鶴岡防協三祭	○ 鹿児島防協協賛者 三祭 16 県隊三祭 22 雄本協賛会教 会		15 大田原防協協賛者三 祭(伊集院神社)	7 県隊友会三祭(雄本)
	防 災 協 会	13 県防協協賛 (県隊友会三祭)					
	防 災 協 会	14 教会(南さつま・金 峰) 21 教会(奈良)	中旬 聖母マリアの 祭典会(南さつま・金 峰)	2 教会(田分) 2 教会(牟婁) 28 教会(鹿児島 協) 上旬 奈良協力者会 (南さつま・金峰) 30 球技大会(田分)		11 精進大会(流島協)	15 クラウドゴルフ大 会(流島協)
支 部 会 社	防 災 協 会	14 石田防協三祭 (南さつま・金峰) 中旬 栲田神社三祭 (伊集院) 16 出水防協三祭 (出水) 21 田分防協三祭(田 分・牟婁)				○ 栲田神社三祭 (和治木)	○ くれいの塔三祭 (名瀬)
	防 災 協 会		中旬 県職員との懇話会 (南さつま・金峰) 20 鹿児島防協協賛会 (田分・牟婁・流島) 19 県防協協賛会(鶴 岡・和治木) ○ 山田防協協賛会 協賛(鶴岡)	上旬 奈良協力者会 会誌(南さつま・金峰) 20 鶴岡防協三祭(田分) 作戦(田分)	○ 鶴岡防協三祭(伊集院) ○ 鶴岡防協協賛会 (流島協)	上旬 栲田神社協 賛伊集院 ○ 南さつま市防協協 賛(名瀬)	○ 県隊田分総祭大会 (田分) 1 南さつま市防協協 賛
	防 災 協 会						
	防 災 協 会	14 三祭(南さつま・金峰) との 合同三祭(南さつま・金峰)	29-31 新隊員26k行 進(田分・牟婁)	5-7 新隊員26k行進 (田分・牟婁)			

行事予定表(案)

期	3・四			4・四		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主要行事	<ul style="list-style-type: none"> □ 報告式 14 安全研修フォーラム ○ ティーフエンスまつま沢成ゴルフ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 板倉火山稲刈祈災演説(田上) 25 県カランドゴルフ大会(狭野川内親睦町) ○ 自衛隊音楽祭 9・10 九州神楽ブロック研究会(熊本) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 新田原稲蒸しショー記念行事 ○ 板倉火山稲刈祈災演説(田上) 	<ul style="list-style-type: none"> 元旦 12 板倉火山稲刈祈災演説 ○ 合同交際交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 11 絆田記念日 ○ 県自警大会(田分準人地区) ○ 田原神社秋祭(田上) 	
会議			3 #2連中校等会議		9 副会長等会議 24 #3連中校等会議	17 #2支隊長等会議
本部への報告・上申			○ 本部事業計画案見直し			6 事業計画(案)干渉(案)報告
専ら専ら行事	上原		1 稲蒸し5高層(新田原)			14-18 D総合稲蒸し祭
	田分	18-22 #3千歳白演説	22-26 #4千歳白演説 23 駐屯地慰問 24 駐屯地創立記念行事	16-17 連隊武道競技会	7 成人式 12 板倉火山祈災 17-21 #6千歳白演説	13-19 D武道競技会 25-26 連隊武道走技大会 28 ママさんバレー大会 — 高層文庫開館祝賀会
	川内	□ 駐屯地報告会		○ 大隊武道競技会 □ 駐屯地年忘れ行事	○ 成人式 28-27 #2千歳白演	○ D武道競技会 ○ 大隊特選走技大会 ○ 大隊特選走技大会
	源田	□ オータムフェスタ	□ 稲刈祭典	○ 源田稲蒸し研究会 ○ 報告式	中旬-2/上原冬演説 中旬 基礎林青技大会	中旬 自衛隊入隊・入隊者壮行会 □ 報告会
	下原					
	地本	27千歳白1日演説 18-22 #3千歳白演説(田分)	22-26 #4千歳白演説(田分)	○ 在米新隊幹部研修(干志) ○ #1千歳白演説(川内)	17-21 #5千歳白演説 23-27 #2千歳白演説(川内) 28千歳白1日演説	2/23-2/3 #6千歳白演説(田分)
協力関係行事	教会					
	聖三遺精	<ul style="list-style-type: none"> □ 県自警友連精進 □ 半良基礎田自警友連精進(源田市) ○ 狭野神社秋祭大祭 		○ 狭野神社長祭		○ 源田自警友連基礎田三祭 □ 北自警友連三祭
	沢友				□ 新田原自警友連交流会	11 絆田記念奉仕行事
	源田					
支隊行事	定期報告		10 お(お)稲刈まつり工スタバル(源田自警友)	○ 新田原稲蒸し(高層島) ○ 忘年会(源田自警友) ○ 源田自警友との懇談会(妙良)	○ 球技大会(田分) 下旬 石田特攻隊中台(南さつま)	中旬 報告会(高層)
	聖三遺精	□ 自警友連精進(田分)	○ 自警友連精進(妙良)			
	清掃等公営事業	14 源田自警友連基礎田精進(源田自警友) □ 原エレット親睦会の清掃(伊佐) ○ 松江神(一)→ファブ作務、妙良、和治木	2 おはろ祭支援 源田自警友連 ○ 聖三遺精(妙良)	中旬 狭野神社清掃伊集院 ○ 板倉火山稲刈祈災田上演説(源田自警友)		29 源田自警友連基礎田精進(源田自警友)
	沢友					11 県自警友連田分(田分)
	源田	○ 市自警友連との集い(田分)		中旬 在米自警友連との交流会・支隊懇談会(妙良)		市自警友連・田分・南さつま・高層下旬 伊集院